

【研究ノート】

江戸時代前期の盛岡藩での自殺・斬首・切腹に関する 一考察

コルネーエヴァ・スヴェトラナ

はじめに

本ノートは、前半では江戸時代前期の盛岡藩において、記録に登場する自殺ないし自害の事例を取り上げ、事後処理に焦点を当て、整理を試みるものである。後半は、死刑の一種だった斬首（打首）と切腹が、江戸時代前期の盛岡藩ではどのような位置付けにあったかを述べることにする。また適宜、加賀藩との比較を交えていく。

題材として使用するのには、『盛岡藩雑書』と『刑罪』という活字化もされた資料である。それぞれの資料について簡単に述べる。

『盛岡藩雑書』の表題に『雑書』と書かれているところから一般に『南部家雑書』とか、『盛岡藩家老席日誌』などと呼称されているが、史料は家老の執務日誌という性格を有している（『盛岡藩雑書』各巻

への序文による)。寛文九(一六六九)年から嘉永六(一八五三)年までの期間に及ぶ記事を収録している。

『刑罪』は全四九冊からなり、盛岡藩庁が編集した、寛永期から天保年間に及ぶ盛岡藩の最も基本的な刑事判例集で、収録された罪と罰の記録は一万件に近い。この分野において、近世期の大半を網羅する好個かつ大部の法制史料に位置づけられている⁽¹⁾。

それぞれの問題関心の前提について簡単に触れる。自殺行為は東西を問わず、上古代からあるといわれ、動機や方法は様々で、社会的・個人的な位置付けも時代によって異なる⁽²⁾。

法制度から見ても、自殺を処罰すべきか否かが問題となる。法学者の眞田芳憲によると、日本では明治時代の旧刑法以来、刑法上は自殺それ自体を処罰する規定は存在していない。自殺教唆・自殺幫助・承諾殺人・嘱託殺人は犯罪行為とされる。処罰しない根拠について、学説は大きく違法説と適法説に分かれるが、どちらも生命の処分権は本人に委ねられるという倫理観が根拠になっている⁽³⁾。

(二) 盛岡藩の事例から見る自殺とそれに対する処理

筆者の研究テーマの一つである江戸時代の喧嘩などの個人対個人の衝突ないし刃傷事件を調べる一環で、盛岡藩における「自害」を含めた自殺行為に関する記録に注目して、自殺に対する行政側の対応を取り上げる。そこで、自殺が実に頻繁に記録の上のぼっており、それが時には「乱心自害」と表現されることがある。具体的に、『盛岡藩雑書』という南部藩家老日記を題材に「自害」「自殺」などに触れ

る記事を抽出し検討する。

盛岡藩での自殺は概ね、庶民は首縊くびくりが多いが、武士身分の者は自害（その方法は、後述するように、主に腹を切ること）という方法をとる傾向にあった。自殺関連の記事を注意深く眺めると、ある興味深い事実に気がつく。具体例を挙げながら、左に述べていく。

まず、『盛岡藩雜書』の第一〇巻に所収されている正徳一（一七一二）年二月二八日付の記事から見えていく。次の通りである。

一、水谷利右衛門義不勝手故奥寺八左衛門所へ一所指置申処、昨廿七日不斗罷出、方々相尋候得共尋請不申処、作暮見前町先にて自害仕候由、見前町肝煎茂右衛門と申者見付様子相尋候得ハ、奥寺八左衛門所ニ罷在利右衛門と申者之由申付、御代官佐々木治介、中野五右衛門へも奥寺八左衛門方へ為知候由、利右衛門義ハ八左衛門宅へ引取候付、為検使御目付田中久太夫、御徒目付梅内長四郎相改候所、二ヶ所咽右之脇突通シ御代官申上候訴、双方共ニ無相違見届罷歸、

同廿九日

一、現米百五拾石水谷利右衛門、右ハ乱心自害仕不便ニは被 思召候得共、自害人故身帯御取上被遊旨、八左衛門、利右衛門従弟にて忌懸候故、中村武左衛門呼上彈正申渡、⁽⁴⁾

この記事は水谷利右衛門が自殺をした経緯とそれに対する処理を綴っている。利右衛門は他者を攻撃

したりするといった害を与えていないことが確認できる。利右衛門は現米一五〇石取りの者であるが、「不勝手故奥寺八左衛門所へ一所指置申処」とあるように、「不勝手」つまり何か不都合があったために、従弟である奥寺八左衛門の所に居候していたと思われる。かれは前兆や客観的な理由がなく「昨暮見前町先にて自害仕」ったとある。目付と徒士^{かち}目付によって検死すなわち死体の調査が行われ、その結果、利右衛門の自殺方法が明らかとなった。すなわち、「二ヶ所咽右之脇突通」したと報告されているように、咽（笛）と右脇を突き刺して果てたのである。脇腹を突いたうえ、とどめとして喉を突くのは、介錯がない中で、一人で腹を切る時の主要的なやり方である。

では、利右衛門の死が藩の役人、そして藩主からどのように見做されたのか。利右衛門は病気をしておらず、訳あって八左衛門の所に留まっていた時期に自害をしてしまった。同月の二九日付の記事に藩主の命令が記されている。それによると利右衛門の自殺は「乱心自害」と表現され、そうになったことを藩主が「不愍」に思っていないながら、「自害人故身帯^⑤御取上」の命令を下したのである。

この、「自害をしたために身代を取りあげる」という表現に、自害者に対する当時の盛岡藩での対応のあり方が表れている。すなわち、自害をした本人の身代（家禄）が没収されるといふ処置である。自殺をしたら家禄が取り上げられるということは、言い換えれば、自殺は事故と違って自分で決めることであり、さらに「了簡違い」すなわち本人の見当違いと見做され、それに対する処理として自殺をした本人の身代が取り上げられた、ということである。

盛岡藩では、自害に対しては、乱心して自殺した場合を含め、病氣、逃走した者とその家族に対して

と同じく、身代（家禄）と家屋の没収を行っていたことを『盛岡藩雜書』の記録から確認できる。たとえば、宝永四（一七〇七）年六月廿四日付けの記事には次のように書かれている。

自害ノ士家族処遇

一、岡本九郎兵衛於白川自害仕候付身帯家屋敷共御取上、養父孫左衛門并老母、右両人へ存生之内為御助扶持五人御扶持方被下置候、手廻何方二成とも可罷有候由被 仰出、九郎兵衛親類松井与一左衛門・近内長左衛門孫長之丞へ苦米地源左衛門宅へ招之、御役人右同断源左衛門申渡ス、右之内近内長左衛門病氣ニ付て、長之丞へ申渡ス、⁽⁶⁾

右には、自害した藩士に対し、家禄と家屋敷を取りあげると記されている。正徳元年に乱心して自殺した九郎兵衛について、身代だけではなく家屋敷も没収されるというケースである。ただし、遺された養父と母には扶持五人分が与えられたことが注目されるべきである。これは、遺された者を思いやる慈悲の表れなのである。いずれにせよ、自殺行為と当人の財産没収の間に因果関係が存在していることは右の文言から明らかである。

次に、この「身帯（代）取上」は「自害」すなわち武士身分の自殺に限って適用されたのかについて考えてみる。首縊の場合はどうだろうか。当時、死体が発見されると、通常その検分・死因の調査が行われた。享保四（一七一九）年二月に発見された首縊の死体に対する処理を例に見てみる。

享保四年二月廿四日

一、去廿式日上田通御代官所庄ヶ端と申所、年頃六拾計之男首縊相果居候付、御代官共見分之上、御村之者詮議為仕候得共見知候者無之候段、御代官訴候付、如例埋、札立置候様ニと御目付小向四郎右衛門、御代官多田孫兵衛へ申渡之、⁽⁷⁾

右の記事にあるように、遺体が発見されると年齢などの特徴をもつて身元の確認が急がれる。特定できなかった場合は「如例埋」、すなわち慣例に基づいて埋葬し、札を立てるといふやり方がとられていたことがわかる。そして、身元が不明であると「身帯取上」という処置は、対象者の身元が不明であるため、当然ながら適用できないのである。いずれにせよ、「自害」と異なるタイプの自殺——首縊や身投げなど——と比較して死後の処理に差異があるかどうかについて考えるために、今後範囲を広げて追究していきたい。

次に乱心と自殺の関係性について触れる。やや長文だが、重要な事件であるため、正徳六（一七一六）年に自害した桜庭平九郎の件を掲げておく。なお、労症とは肺結核のことである。

正徳六年一月五日

桜庭兵九郎病苦ニヨリ自害

一、桜庭兵九郎儀去年七月十三日より風引相煩候処労症罷成、御医者太田友松・古河寿閑・上野祐

達・三浦道意薬用申候処、病苦被犯、一作四日之朝六時、水落之下四寸程脇差にて突込自害仕候付、早速籾田通有・内田通達呼候処参候内相果候由、同日山屋三右衛門より戸来勘五郎を以申上、尤右自害之段桜庭次郎吉・同与十郎より駒木庄左衛門を以申上候付、御目付野村左達、御徒目付杉村二郎右衛門、為御検使三右衛門宅差遣、此節桜庭与十郎・多賀頼母・横田逸角居合、左達見届候之処、三右衛門申上候通自害相違無之段左達、(以下欠)

正徳六年閏二月

桜庭二郎吉名代

一、 駒木庄左衛門

右は桜庭兵九郎父方之親類

山屋三右衛門名代

一、 山屋三十郎

右は同人母方之親類

桜庭兵九郎自害之趣乱心と相聞得、依之身帯被召上候由被仰出、御目付岡田清左衛門申渡、之、

一、 桜庭兵九郎 母

悴兵九郎自害之趣乱心ニ相聞得候付、身帯被召上候、依之母謁命可仕段不便被思召、御普代者之儀故、老母一生之内式人扶持被下置候之旨、於家老席右庄左衛門・三十郎へ九兵衛申渡、(8)

一月五日付の記事は冒頭に、自害した平九郎について、風邪を引き、労症（肺結核）にかかって、薬を服用したが病苦に犯され、とうとう自害をしてしまったと記している。そのやり方は「水落之下四寸程脇差にて突込」んだもので、鳩尾（胸骨の下のかぼんだところ）の下が急所であることから、脇差を使って腹を切ろうとしたと断定できる。その後、目付などによる検死が行われ、自害に違いないことが確定した。また、この日の記事には「乱心」について言及がないことも特徴的である。

一方、本人および遺族への対応を綴った二月の記事には平九郎の自殺を説明する際に「自害之趣乱心ニ相聞得候」と描写されている。「自害の事情は乱心によるらしい」という意味であろうが、後処理については、他の自害の事例同様に自害した人に対しては「身帯被召上」、遺族には扶持を与えろといった内容になったのである。そして平九郎の様子、すなわち病状がかれを自害に駆り出させたと説明されている。この状況はさらに「乱心」と認定され、病苦のあまり正常な判断を失って自滅したと周囲によって理解された。また、自害は「不斗（与風）」つまり突然行われるものとして描写されることが多く、この「不斗」という衝動を表す語を用いて、急に気が狂った状態、乱心による状態だと強調されていた。

さらに、平九郎に対する処分からもわかるように、たとえ乱心して自殺をしたとしても、家屋敷の没収は免れなかった。つまり、処分に関しては「自害」も「乱心自害」も同様に扱われていたのである。また、先に紹介した享保元年の種市十内の自害の記述にあるように、自殺の動機がはっきりしていない、不可解である場合に「乱心自殺」と説明する傾向があったといっても過言ではない。つまり、自殺は異常現象であり、乱心によって引き起こされるものが多いという当時の人々の心意を表しているといえる。

次に自殺の方法についても少し見ておく。道具は脇指（脇差）だけではなく、剃刀も使われていたことがわかる。例えば、次の『盛岡藩雜書』第一一卷からの記述にそれが見られる。

正徳六年三月十八日

一、漆戸玄蕃若党市兵衛と申者、与風乱心にて昨夜剃刀ニテ自害仕相果候由、北守伊織以訴之、⁽¹⁰⁾

急所については言及されていないが、剃刀が使われたことから察するに腹よりも喉^{のど}笛が狙われた可能性が高いであろう。また、脇指であっても、それをもって喉笛を「突く」方法が取られているのも興味深い。以下の事例が参考になるので挙げておく。

享保四年五月六日

一、三嶋源八義従四月十九日相煩、病症痞熱有之、佐藤永庵薬服用相応無之、菊池道宅薬用申候得共同篇之処、一昨日四日之晩被狂熱候と相見之、脇指にてこぶへ突払即時相果候由、三嶋十右衛門申上候付、為御検使御目付西野金兵衛差遣、為見届候処、自害相極候之段訴之、⁽¹¹⁾

「痞^{つかえ}」を煩った源八は薬を処方されたが「狂熱」が治まらず自害してしまった。「脇指にてこぶへ突払即時相果」とあるので、「こぶえ」、すなわち咽の小笛（喉笛）が急所で、それを突いて即死したと伝え

られている。前の例と考え合わせると、喉笛を刃物で突くと確実に死亡することからこの方法が選ばれる傾向にあったといえる。

最後に、盛岡藩において「自害」という語を使用する時の自殺方法の範囲について触れておく。右に扱った諸事件に見えるように、「水落」（鳩尾）の下を脇指で突くか、喉笛を脇指や剃刀で突くか、もしくは両方が急所になるという点が明らかであり、どのやり方も「自害」と称されている。つまり、自害という用語の示す範囲はかなり広く、必ずしも「腹切」だけではないことに留意する必要がある。

とはいうものの、道具や急所はある程度限定されていることも見逃してはならない。首を縊った場合、参照した盛岡藩の記録においてそれは「自害」という語ではなく、そのまま「首縊」と表現されることから考えると、用法の上で自害と区別されていたといえる。また刃物が使われている以上、自害は武士階級に属する者が自殺の方法として選ぶのが自然だったことも想像がつく。

以上、江戸時代前期の盛岡藩の例を中心に見たが、自殺（とりわけ自害）はどんな理由であろうと個人の意思による行為だと見做され、本人の死後に「身代」すなわち家禄に加え家屋敷が没収されたが、扶持を与える形での遺族への配慮、また注（5）で紹介した事例のように、子息の跡目が認められたことを確認できる。

ここまでの結論としては、江戸時代前期の盛岡藩では、自殺は為政者から見て歓迎するものではないが、禁止や予防のすべもなかったのである。自殺という事実に対し、本人に対しては身代と家屋敷の没収を実施していたことが記録からわかる。この処置を自殺防止ないし取り締まりと見るのは、現時点では適

切ではないと筆者に思える。どんな理由であれ自ら命を絶つことは本人が決めたことであるという自殺観が、江戸時代前期の盛岡藩において社会通念として存在していたことは確かである。それと同時に、病苦に追い詰められて自殺した事実を「不愆」に思う気持ちが藩主を始め藩側にあつたことも確かである。

見てきたように、事後処理として、自害をした本人に対し「身帯取上」、つまり家禄没収という処置がとられたということが明らかである。これを受けて、今後の研究課題として、喧嘩の末あるいは最中に当事者が自害することを改めて考える必要がある。盛岡藩では、自害者に対し財産没収という処理がなされたことを念頭に入れて、喧嘩の当事者に対する処分をこの観点から眺めてみると、自害して先に死亡した喧嘩の当事者に対し財産没収がなされていることは単なる「喧嘩両成敗」による処置としてだけではない可能性も考えられる。つまり、これは自滅したことに對する一種の合理性を含んだ後処理であつて罰則と異なるという解釈が同時に成り立つのである。自殺の動機も含め、当事者ごとの視点と当時の処理法から改めて検討する必要がある、今後の課題としたい。

(二) 江戸時代前期の盛岡藩と加賀藩における刑罰としての切腹と打首について

筆者の研究対象である喧嘩口論の処理という問題を考える上で、当事者が死刑を命じられた際の具体的な執行方法は何であるかという点が重要である。

江戸時代の刑法では、不意に人を殺してしまった時の死刑に基本的に下手人（庶民の場合は打首の形をとった斬首もしくは斬罪ともいう）が適用された。切腹の適用資格について、平松義郎によれば、切

腹は、御目見以上の武士に科されるのが原則であるが、実際は御目見以下でも切腹を科されることがないわけではないと指摘している⁽¹²⁾。そして切腹か斬首かについては、幕府内でその適用の境目をどこに引くかをめぐっては協議が行われたことを確認できる。寛政元（一七八九）年一月、評議所による、口論または酒狂で刃傷に及び相手が死亡した場合の処罰に関する書付では、口論または酒狂で起こされた刃傷を裁く際、侍以上であれば切腹、以下であれば下手人というように、書付がなされた時期においては、身分の軽重が刑を分ける目安であったことがわかる⁽¹³⁾。ただし、この書付は江戸時代後期のものであり、身分社会が確立した時期に当たることに注意すべきである。江戸前期については現段階では調査不足のため定かではないが、実務を司る法曹などの残した規定などをたどって今後調べる必要がある。

では、喧嘩口論の結果によって相手が死亡した際、打首か切腹かを決める際の基準を江戸前期の盛岡藩の事例から考えてみたい。

まず、死刑を言い渡す文言に注目すると、死刑の中身を明記せず、単に「成敗」と記す例が少なくないことに気づく。「成敗」が使用されるのは『盛岡藩雑書』では六件、『刑罪』では一件で、「御仕置」が『刑罪』の一件）。

盛岡藩の諸事例を見る限り、「成敗」とされている時の執行法の中身は大半「打首」、つまり斬首である。たとえば、『刑罪』に記されている、天和三（一六八三）年に大森十兵衛が酒狂のうえで不調法を仕った際、その処罰の文言では「御成敗被 仰付候、切腹仕候共勝手次第可仕候」とまず成敗にする判決を挙げたうえ、執行法は切腹をさせても構わないと付け加えられている。このことから、通常は「打

「首」という方法が取られていたと理解しても問題ないであろう。このように例外的に切腹が認められることがあるとしても、処刑法に関する特記がなければ「成敗」は「打首」を指していたのである。

では、「仕置」の場合はどうであろうか。酒席での喧嘩を取りあげる。延宝二（一六七四）年に起きた争い⁽¹⁴⁾において、罪状を「御仕置」としているが、前後の記述からは執行法が切腹だったことがわかる。このことから、「御仕置」や「成敗」と書かれている時はその中身は打首ではなく、切腹だったこともあり得たことに留意しなければならない。

右の例外は、当事者が武士身分である場合に見られるが、庶民（百姓・町人身分）同士の喧嘩で相手が死亡した場合、生き残った側が成敗、すなわち打首にされるのが典型的なやり方だった。だが、事件の性質が「喧嘩」として認定されず、一方的に人を殺害することは重罪と見なされ、死罪を言い渡されることもあった。享保十九年（一七三四）年におきた事件⁽¹⁵⁾では、薬種屋の女房が医師を殺害した時の罪状が「死罪」である。彼女が殺害時に乱心していたが、人を殺したという客観的な事実が重視され、乱心状態が減刑の宥免事由にされなかったのである。

喧嘩に関わった庶民が処罰として「成敗」、すなわち打首にされることがほとんどだが、それに関連して興味深いことに、『盛岡藩雜書』に収録されている、正保三年に起きた事件⁽¹⁶⁾はそれに該当する。これは百姓同士の喧嘩であるが、相手を殺害した民部が成敗を言い渡され、執行前に勝手に切腹をしたのである。罪状は「双方御法度候」すなわち喧嘩両成敗に從って死刑を命じるというものである。百姓が切腹という方法で自殺をした点も興味深い。切腹は武士身分の特権というイメージが強いが、江戸時代

前期に起きた百姓の一人が自害方法としての切腹が示しているのは、自害方法に限って言えば切腹は武士だけのものではなかったことであり、さらなる調査が必要である。

さらに、盛岡藩の事例からは、武士であっても、事情（事件の性質）によっては切腹だったり打首だったりということに加え、下級武士であっても切腹を言い渡された例を確認することができた。片方が自害して、もう一方が生き残った場合は、事件の規模と被害者に与えた損害の軽重によって生存者が武士なら切腹、町人なら斬首を言い渡される傾向が読み取れる（『盛岡藩雑書』では二件を確認できた）。

盛岡藩および加賀藩の刃傷事件の処理における切腹刑の割合を身分ごとに集計してみると、武家奉公人は切腹に処されることはないが、平士以下の下級武士でも、その罪の性質によって切腹を言い渡されることが数件以上において確認できた。しかも、同じ身分であっても相手への損害の軽重によっては打首だったり切腹だったり、同じ身分内の高下よりも罪の性質や重さに準じて一定の目安を設けていたと見て取れる。たとえば、同心という、盛岡では足軽の別称である階級の者が傷害罪に問われたのを例に取ってみよう。

採取した事例で同心が死刑に処せられたのが最低五件あり、どれも盛岡藩士の起こした事件である。まず、切腹処分であるが、詳細の説明を省略するが、夫婦間の諍いさかいの末にあやまって妻を殺害した一件、藩士と喧嘩を起し相手に斬り掛かろうとしたが双方無傷で終わったという事例を確認できた。数人で喧嘩をして生き延びた同心が見せしめのために梟首きょうしゅされた一件、気違いして相手を殺害した同心が成敗（斬首）された件、酒狂のうえ小頭を殺害して打首に処された件のように、単なる喧嘩ではなく、殺人や

飲酒のうへの致死においては切腹ではなく、斬首（打首）に処する傾向が見て取れる。攻撃者が同心という同じ階級でも、傷害の軽重・トラブルの性質・故意の有無によって死刑の方法が斬首か切腹かと異なるのである。

また、切腹が与えられる武士の身分内の格の問題であるが、番人（『刑罪』に一件収録されている）や「家臣」すなわち「藩士」が当事者である事件において、切腹が科される事例を確認できる。それを見ると、上級武士でない侍が切腹に処されることがあり、少なくとも江戸時代前期の盛岡藩に関しては切腹は平士にも適用されることがあったといえる。この事実はいこれまでの切腹への理解を深めるものになるに違いない。

右に付け加えるならば、切腹が言い渡された事例を観察すると、切腹のみで刑罰が完結する例がどちらかといえば少数である。多くの場合、切腹に加え、扶持や家屋敷の召し上げといった付加刑が科されることが確認できる。下級武士にとってはこの付加刑は、遺族の存続を危うくするものであって、重いものとして捉えられたに違いない。扶持、屋敷、家財など全財産を一齐に取り上げることは珍しかったとはいえ、たとえ家屋敷の取り上げだけでも遺族への打撃は甚だしい。これに関連して、赤穂事件で有名な、松の廊下で吉良に斬り掛かった浅野内匠頭への処分を考え合わせると、切腹に加えて改易という厳罰がなされたことに留意すべきである。このことから、切腹は他の死刑方法と比べ名誉、この場合は身分を考慮した一面を持ち合わせていたが、だからといって切腹だけで処分が済むとは限らず、重い付加刑が課されるのが珍しくなかった。ただし、刑罰の実行方法からして、打首と切腹とでは罪人に対

する扱いが異なるので、他の死刑方法との比較においてはあがあるが、切腹の方が打首よりも丁寧な扱いを受け、面目が保たれるという意味では切腹の方がありがたかったといえるかもしれない。

なお、切腹のやり方について、盛岡藩の『刑罪』と『盛岡藩雜書』においては詳細な記述は現時点では見つかっていない（盛岡南部藩の他の史料に記述があるので、機会を改めて紹介したい）。基本的な手続として、検使が派遣され、介錯人が任命されることが例外なく行われていることがわかる。このことから察するに、実際に腹を切らせずに介錯人が首を斬り落とす、実質上の打首という方法が採用されていたといえる。

さて、武士であつても打首が言い渡される条件とはいかようなものであろうか。盛岡藩の事例を見ると、酒に酔った状態で人と口論し打首となつたケース（『刑罪』から二件）のように、純粹な喧嘩ではなく、加害者の罪を重くする要素が付随している場合に切腹ではなく、打首になる傾向が見られる。特に、相手に対する理不尽な態度（『刑罪』から二件）や、度が過ぎた扱い（『刑罪』から三件）に対し「仕置」や「成敗」が言い渡されるのである。ちよつとしたことでカッとなつて（酩酊の状態では正常な判断がしにくい）ため、相手を打擲ちやうちやくして死なせるといった傷害致死罪は現代のみならず、当時においても嚴重に罰せられたのである。このような罪を犯したら、武士であつても切腹は許し難いといった考えを読み取れるであらう。

反対に、本来ならば打首に処してもおかしくない罪であつても、「乱心」が認められたら特別に切腹を与えられるといった例もある。事例の紹介は省略するが、代官に斬り掛かつた平士が「乱心之致方二付、

切腹被仰付」たのである。この文言が言わんとしているのは、もし乱心していなければ軽くても打首になる可能性も否めないということである。

切腹と打首の違いについて加賀藩でも既述した特徴と似たような傾向が見られる。しかも、藩内において、喧嘩に関する事柄ではないが、ある武士の刑を決めるに当たって、元禄四（一六九一）年に切腹か打首かについて議論が繰り広げられた。興味深いので以下において関連の文章を載せておく。

四月七日。家中不鳥勘丞を刎首に処することを決す。

〔袖裏雜記〕

一、勘丞切腹可然候。（中略）勘丞事、窺候通に落着書付候へども、彌今日とくて令料簡 候に、刎首・切腹両端いづれに而も其故有之候。最前於金澤各言上候ごとく、刎首之儀左様に有之間敷事与は不存候へども、両端いづれに而も、其例有之候へば、難も無之と存、例を相尋候得ども其例無之由此度相達候。然上者両端只今令料簡候はでは難決候。尤昨夜書付之如く、いづれも僉議に任せ候而も、強而其難者被中間敷候へども、切腹之儀者彼者盜等不仕、又おくれを取申所無之に付如此に候。又刎首之儀者彼者始終之仕形、支度ま、の仕合、其上奉公人・小頭手前堅く申定候所を、無故相背、殊に穿鑿之時分申掠候故、助三郎誓詞取繕、謀書同前之義仕候段、一旦吟味之節申隠候とは違ひ、巧たる偽にて候。此所侍之覚悟にそむき候間如此候。右両様をとくと考見候へば、切腹可申付所者うすく、刎首之方つよく候。誓詞を取繕候義、穿鑿之席にて悉く偽を構候段、此首尾に罷成

加様之未練、用捨候而切腹は如何と存候。筑後など僉議可被致候と、四月七日重而御親翰。御尤至極御儀奉存候。備前・信濃へも示談僉議仕候處、刎首に被仰付候方、一向難無御座、可然義各奉存候。即金澤年寄共江之紙面差上之候旨等、同日奥村伊予・横山筑後御請に、下書之通可然存候、細工奉行共悪敷心得候はゞ、細工之者共は軽き者に候故如此と存候はゞ、向後嗜も彌うすく可罷成候間、細工者共之義者、徒者・算用者共に候得ば、喧嘩者申に不及、たとひ不屈に付死刑候共、侍之覚悟に背き申儀に而無之候はゞ、切腹可申付候へども、勘丞儀者段々武士道之本意に違候故、刎首申付候間此旨を可存旨、備前・信濃より、関屋市左衛門・大河原八郎左衛門申遣尤候と御加筆、

〔一卷帳大概〕

元禄四年不嶋勘丞・金子助三郎儀言上一卷。右落着被仰出は左之通也。男色之事に茂候哉其儀子不見当、

覚

刎首 不嶋勘丞

右勘丞儀始終支度儘之仕形、其上奉公人・小頭手前堅く申定候所迄無故相背、穿鑿之時分申掠候上、金子助三郎誓詞取繕、謀書同前之義仕候段、一旦吟味之砌申隠候とは違、巧たる偽に而候。此所侍之覚悟に背候間、刎首可申付旨被仰出候、

追放 金子助三郎

右助三郎儀、今度之首尾に付追放被仰付候。江戸御領国之外は御構無之旨被仰出候、⁽¹⁷⁾

右の記事に、切腹か打首（加賀藩では後者を「かんしゅ 刎首」と称した）か、それぞれの条件について述べられている。切腹を与えるのは「盗等不仕、又おくれを取申所無之」といった場合、すなわち盗みをした場合、または遅れ（武士に相応しくない臆病的な行動や気後れ）を取った場合は切腹の適用範囲外である。他方、打首の適用範囲については「刎首之儀者彼者始終之仕形、支度まゝの仕合、其上奉公人・小頭手前堅く申定候所を、無故相背、殊に穿鑿之時分申掠候」とあり、究極のところ「侍之覚悟にそむき候」といったような言動や行動がそれに該当するのである。つまり、故意に悪事を働いたり、虚言をしたりするようなことが厳しく罰せられ、為政者が切腹を与えずに打首などとすることによって罪を自覚させると同時に戒めることを目的としていたことが窺える。

おわりに

以上、結論としてまとめると、次の二点を指摘できる。

一つ目に、江戸時代前期に盛岡藩で行われた自殺は、庶民は主に首縊り、武士は自害という方法がとられた。武士が行った自殺の形式は圧倒的に自害（脇あるいは鳩尾の下を突いたうえで喉笛を突き刺す、もしくは喉笛のみを突く）で、脇差や剃刀が使われた。そして、自害をした武士に対し後処理として「身帯取上」すなわち家禄の没収が適用されていたことを確認できた。これは、自殺は「了簡違」（思い違い）から起こる行動として奨励されるものではない、という自殺観の表れであったといえる。本ノートで取

り上げた事例は限定的なものであったが、少なくともこの事例からは、盛岡藩において自殺者に対する身代没収は自殺を処罰しているから実行したと見なすことはできないと現段階でいえる。コミュニティの一員の存在が消えたことに対する合理的な処置であり、当時の記録にあるように自殺を「不憫」に思い、遺された家族の処遇を藩なりに考えていたことを強調しておきたい。

自殺予防策との関連で今後の課題について簡単に触れると、眞田芳憲が指摘したように、ストレスの多い現代社会で深まる孤立感や疎外感を減少させるには、社会的セーフティネットワークの強化が求められる。自殺が個人の深奥にかかわる極めて私的な領域にかかわる個人的な事柄であるとすれば、もつとも私的な自己の「生命」を処分することを当然に認められなければならないはずである。眞田芳憲が「人間の尊厳」と個人という人間存在の存在論的省察を考えるに際し、「人間は単子としての個人で生きているのではなく、人間を人間たらしめている縦の時間的系列と横の空間的系列の交差する関係性の中で生きているのであって、人間の尊厳もその関係性の中で理解されなければならない」⁽¹⁸⁾と述べているように、今後検討すべき重要な問題だと考える。

二つ目に、武士身分であれば、人殺しのような重い罪に対する処罰は決まって切腹だったという今日の通念は必ずしも事実に対応していないことが盛岡藩を例に判明した。また、同時期の加賀藩においても、武士の罪と罰の位置付けについて、盗みや臆病、気後れといった武士に相応しくない行為は切腹ではなく打首にすべきと、罪の性質によって切腹と打首を区別していた。

つまり、武士であっても、犯罪の規模や状況によっては打首に処されることが少なくなかった。切腹

が武士の絶対的特権というよりも、「武士の覚悟」に照らして罪の重さを計り、いくつかの死刑方法から適切なものをその都度選択していこうとするという解釈を筆者は示す。今後は範囲を広げ、他藩での死刑適用とりわけ武士の死刑に関する事例を蓄積し比較検討を深めていく。

注

- (1) 藩法研究会編、二〇〇六年、v頁参照。
- (2) 日本語で刊行された書籍で、人文学、社会科学から自殺を取り上げたものの中に高坂正顕・白井二尚編の「日本人の自殺」(一九六六年、M・パンゲの『自死の日本史』、人文・社会・自然科学にわたって死生観を論じた木村尚三郎編の『生と死』)などが挙げられる。
宗教との関連から論じたものにE・デュルケームの『自殺論』(一八九七年)が挙げられ、デュルケームは著作の中心において、社会と個人の統合と規制という視点から自殺を四つのタイプに分け、統計的なデータをもとに研究をまとめた。
- (3) 眞田、二〇二〇年、九一、九二頁参照。
- (4) 盛岡市教育委員会・盛岡市中央公民館編、一九九六年、二七九―二八〇頁。
- (5) 「身帯」は盛岡藩では「家禄」を指していたと思われる。たとえば、『盛岡藩雑書』の第一一巻に記録されている次の事件を紹介する。

享保元年九月廿七日

一、五拾石

種市十内

乱心仕江戸於長屋自害仕候付、悻源右衛門へ跡式被仰付、右身帯被召上候段源右衛門へ申渡候由、彈正より申来、

同年十月七日

一、種市十内於江戸乱心自害仕候付、家屋鋪御取上被成、御徒目付久保新六・宮金五郎遣為請取、前例御屋敷奉行請取来候へ共、中野忠左衛門病氣、浪岡六左衛門儀御鷹待為御用罷越候付、追て相渡候様久慈弥太夫へ申渡之、
(盛岡市教育委員会・盛岡市中央公民館編、一九九七年、一七四、一八〇頁)

二つの記事の記述を見ると、最初の方に書かれている「身帯被召上」に続いて、「家屋鋪御取上」と評述されている。家禄の取り上げに加え、家屋敷からの追放を受けるもので、いわゆる「闕所」^{けつしょ}処分と見てよいであろう。一つ重要な点は、「悻源右衛門へ跡式被仰付」という文言にあるように、自殺者の息子が跡継ぎを許されていることである。闕所が実行されるものの、その家系が断絶されず継承されるという処置である。自殺者本人に属する家禄や全財産を没収するやり方は他のケースにも見られ、当時において「自害人」に対し典型的なやり方だったと見る事ができる。

自殺者の財産に対する処置と闕所は本質的に違うが、闕所の適応について、松江藩の『御表御仕置名目仕方』記述を元に出雲藩の刑罰と関連して、神崎直美は次のように述べている。郡奉行によると、那方の古例としては、入牢者、御国追放・流罪・郡村追放者の家督は、それを家族に与えるということが寛政の頃までなされていた。しかし、これはその後は行なわれなくなった。以後は、一旦全て領主が没収し、他人への負債などを清算したうえで、その残りを「憐憫」として家内に与えた。つまり、松江藩の闕所は、天保年間には寛政年間よりも厳しい措置になったのである。幕府の闕所は、入札を行って家財を売却して代金を官に収めた。幕府の場合と比べると、松江藩の闕所は科人の家族に対して若干ではあるが、恩情のある措置をとっていた(神崎、一九九六年、一三六、一三七頁参照)。

- (6) 盛岡市教育委員会・盛岡市中央公民館編、一九九五年、一〇五頁。
- (7) 同書、六四四頁。
- (8) 同書、五六一―五七頁。
- (9) 『葬送文化論』によると、日本では従来、異常な死は殺害、戦死、事故死（水死、転落死）、妊娠中の死および産死、自殺などの死に方を含む。自殺者の霊が現場に留まるとか、祟りやすいという観念は日本の現行民俗にも世界的にも普遍的にみられる。死者の霊が人に憑く場合、多くは現世に未練を残した死者であるという共通点がある。憑依するような死者は、死に方はさまざまでも、中世で共通に「異常死」とみなされた死であるといえるだろう。焼身や入水往生の説話でも、結局それに失敗してあとで霊が人に憑く話が多いのは、自殺を「異常死」とみなす民族的心意の影響かもしれないという見方が本書で提示されている（葬送文化研究所編、一九九三年、三二六、三二七、三二九頁参照）。
- (10) 盛岡市教育委員会・盛岡市中央公民館編、一九九五年、八九頁。
- (11) 同書、六七九頁。
- (12) 平松義郎、「一九六〇」一九八八年、一〇〇六―一〇〇七頁参照。
- (13) 『評議書』 口論または酒狂で刃傷に及び相手が死亡した場合の処罰についての書付（評定所一座による）
 口論または酒狂で刃傷に及び相手が死亡した場合、侍以上でも下手下人に申し付けることであるが、下手下人というのは身分の軽い者の罰であれば、切腹と下手下人は申し付け方において名目が替わるのではなからうか。これまで、この二つの境について書付などがなかった。侍と、町人百姓との品を分ける。切腹については御定（書）の条文にも記載がないので、これにより評議を行い、書き取りの通り、下手下人を申し付けられるのは身分の軽い者なので、侍以上であれば切腹を仰せ付けられるのは相当なのではないか。以来、侍以上の者、口論または酒狂で刃傷に及び、相手が死亡した節は切腹を仰せ付けられるべきか存じ奉る。（刑務協会編、「一九四三」一九七四年、七五六頁参照）。
- (14) 記事に次のように書かれている。

一、十月十一日

一、 成田 左近

一、 川口与右衛門

去月十八日三戸ニ而喧嘩仕候付、藤田多左衛門罷申上候は、酒ニ給酔(ママ)右之通御座候由申上ル、則 若殿様江遂披露候処、酒ニ酔候とても御仕置之為ニ候間、双方切腹可申付由被 仰出、右金田一太郎兵衛檢者被 仰付候間、切腹可申付旨今日三戸江以書状申遣之、

事件の概要をまとめると、先月十八日、三戸で起こった喧嘩について、現場に同席していた藤田多左衛門が登城し、例の喧嘩は酒を賜り酔ったことが原因である、と申し上げた。それについて若殿様へ報告をしたところ、酒に酔っていたといっても仕置は必要である、喧嘩の当事者双方に切腹を申し付けよ、と仰り、金田一太郎兵衛が検使を命じられた。よって、切腹の旨が、今日、三戸へ書状をもって遣わされた。

(15) 記事に次のように書かれている(『刑罪并御咎之類 一二、藩法研究会編、二〇〇六年、一三九頁)。

一 六月十四日

薬種屋

女 房

右之者、別紙口書相見得申通、乱心仕候而友泉を切申手

二付、友泉相果候義御座候得は、乱心とハ乍申、人を切

殺申義御座候得は本心ニ罷成候内、又七江御預被差置、

快氣之節死罪可被 仰付哉、

一 古木 友泉

右友泉義は、又七女房死罪被 仰付候義御座候ハ、友

泉身帯御取上、友泉母妻ニ一生之内御助扶持可被 下置

候故、

右之通御役人共相伺、窺之通被 仰付、御役人共江申渡之、

古木友泉親類共江申渡

友泉儀、四月廿四日赤川葉種屋又七女房ニ被切疵ニ而

相果候、不慮之乍事由断成致方有之候、依之身帯御取上

被成候、併手廻不便思召、妻一生之内式人扶持被下之、

『刑罪 諸士 一』の享保十九年申寅（一七三四）年六月十四日の記事に次のように記されている（藩法研究会編、

二〇〇六年、三三八頁）

赤川葉種屋

又七

女 房

右之者、別紙口書ニ相見得申通、又七女房乱心候而

古木友泉を切申候処、右疵ニ而相果候義御座候得は、

乱心とハ乍申人を切殺申義御座候故、本心ニ罷成候内

又七江御預被差置、快氣之節死罪可被 仰付哉、

御医師

一 古木 友泉

右友泉義は、又七女房死罪被 仰付候義御座候ハ、

友泉身帯御取上、友泉母・妻ニ一生之内御助扶持可被

下置候故、

右之通御役人共相伺、窺之通被 仰付、御役人共江申渡
之、

古木友泉

一 親類共江

友泉儀、四月廿四日赤川葉種屋又七女房ニ被切疵ニ

而相果候、不慮之乍事由断成致方有之候、依之身帯御

取上被成候、併手廻不便 思召、妻一生之内式人扶持

被下置旨被 仰出、

『盛岡藩雜書』に同事件は次のように記されている（盛岡市教育委員会・盛岡市中央公民館編、二〇〇一年、六四五―六四六頁）。

享保十九年六月十四日

*殺人

葉種屋

一 女房

右之者別紙口上書相見得申通、不斗乱心仕候て、友泉を切申手ニて友泉相果候義御座候得は、乱心とは乍申、人を切殺申義御座候得は、本心ニ罷成候内、又七へ御預被指置、快氣之節死罪可被仰付哉

*身帯召上

一 古木友泉

右友泉儀は又七女房死罪被 仰付候義御座候は、友泉身帯御取上、友泉母妻ニ一生之内御助扶持可被下置候故

右之通御役人共相伺、窺之通被 仰付、御役人共へ申渡之

*死者ノ妻へ扶持

一

古木友泉

親類共へ申渡

友泉儀四月廿四日赤川葉種屋又七女房ニ被切候疵ニて相果候、不慮之乍事、由断成致方有之候、依之身帶御取上被成候、併手廻不便 思召、妻一生之内式人扶持被下

六月

右之通被 仰付、友泉親類種市定七へ以御目付申渡之、右一卷公事方記之

- (16) 正保三(一六四六)年三月二十日の記事に次のように記されている(盛岡市教育委員会・盛岡市中央公民館編、一九八六年、一五二頁)。

*高家村百姓ノ喧嘩切殺

一、四戸甚尉百姓きび助、民部、於高家村今月十六日ニ喧嘩仕、きび助を民部が切殺申ニ付て、今日小向四郎兵衛以安田五兵衛披露之、双方御法度候間、民部をも成敗仕様にと申渡候処ニ、明廿一日ニ民部も切腹仕由、重て四郎兵衛以五兵衛披露之、

- (17) 前田育徳会編、(一九三三)一九八〇年、一二七一—一二九頁参照。

- (18) 前掲「自殺の比較文化論—イスラーム法を基軸として—」、九二頁。

主要参考文献

- 石井良助編『徳川禁令考 後集 IV』創文社、(一九六〇) 一九八一年。
- 神崎直美(史料紹介)「近世後期における松江藩の刑罰―『御表御仕置名目仕方』の紹介―」『國學院大學紀要』三四号、一九九六年、一二三―一五六頁。
- 木村尚三郎編『東京大学教養講座10 生と死』I・II、東京大学出版会、一九八四年。
- 刑務協会編『日本近世行刑史稿(上)』矯正協会、(一九四三) 一九七四年。
- 眞田芳憲『自殺の比較文化論―イスラーム法を基軸として―』眞田芳憲編『生と死の法文化』所収、国際書院、二〇二〇年。
- 葬送文化研究所編『葬送文化論』古今書院、一九九三年。
- 高坂正顕・白井二尚編『日本人の自殺』創文社、一九六六年。
- Durkheim, Émile, 1897, *Le Suicide: étude de sociologie*, Paris: F. Alcan. (= 一九八五年、宮島喬訳『自殺論』中公文庫。)
- 藩法研究会編『近世刑事史料集1 盛岡藩』創文社、二〇〇六年。
- 前田育徳会編『加賀藩史料』第五編、清文堂、(一九三二) 一九八〇年。
- 盛岡市『盛岡市史』第一卷(復刻版)、トリョー・コム、一九七八年。
- 盛岡市教育委員会・盛岡市中央公民館編『盛岡藩雑書 第一卷』熊谷印刷、一九八六年。
- 『盛岡藩雑書 第九卷』熊谷印刷、一九九五年。
- 『盛岡藩雑書 第十卷』熊谷印刷、一九九六年。
- 『盛岡藩雑書 第十一卷』熊谷印刷、一九九七年。
- 『盛岡藩雑書 第十五卷』熊谷印刷、二〇〇一年。
- Pinguet, Maurice, 1984, *La mort volontaire au Japon*, Paris: Éditions Gallimard. (= 一九八六年、竹内信夫訳『自死の日本史』筑摩書房)

〔謝辞〕 本研究は JSPS 科研費 JP20K13306 の助成を受けたものです。史料の閲覧などにご協力くださいました資料館、図書館の関係者に御礼を申し上げます。